

様式 1

育児休業申出書

小田奈良須両池土地改良区理事長 様

[申出日] 令和 年 月 日

[申出者] 職名

氏名

⑩

私は、職員の育児休業等に関する規程第3条に基づき、下記のとおり育児休業の申出をします。

記

1 休業に係る子の状況	(1) 氏 名	
	(2) 生 年 月 日	
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合の縁組成立の年月日	年 月 日
	(5) (1)の子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託された子の場合、その手続きが完了した年月日	年 月 日
2 1の子が生まれていない場合の出産予定者の状況	(1) 氏 名 (2) 出 産 予 定 日 (3) 本人との続柄	
3 休 業 の 期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで (職場復帰予定日 令和 年 月 日)	
4 申出に係る状況	(1) 1歳までの育児休業の場合は休業開始予定日の1か月前、1歳を超えての休業の場合は2週間前に申し出て (いる・いない) ○申出が遅れた理由 ()	
	(2) 1の子について育児休業の申出を撤回したことが (ない・ある) ○再度申出の理由 ()	
	(3) 1の子について育児休業をしたことが (ない・ある→令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日) ○再度休業の理由 () ※ 1歳を超えての休業の場合は記入の必要はありません	
	(4) 配偶者も育児休業をしており、第2条第3項に基づき1歳を超えての休業しようとする場合 配偶者の休業開始(予定)日 令和 年 月 日	
	(5) (4)以外で1歳を超えての休業の申出の場合 ○休業が必要な理由 ()	
	(6) 1歳を超えての休業の申出の場合で申出者が育児休業中でない場合 ○配偶者が休業 (している・していない)	

[育児・介護] 休業取扱通知書

様

令和 年 月 日
小田奈良須両池土地改良区
理事長 山下 稔

あなたが令和 年 月 日に提出された[育児・介護]休業の〔申出・期間変更の申出・申出の撤回〕がありました。職員の育児・介護休業等に関する規程第3条・第4条・第5条・第7条・第8条及び第9条に基づき、その取扱を下記のとおり通知します。(ただし、期間の変更の申出があった場合には下記の事項の若干の変更があり得ます。)

記

<p>1 休業の期間等</p>	<p>(1) 適正な申出がされていたので申出どおり令和 年 月 日から令和 年 月 日まで休業してください。 職場復帰予定日は、令和 年 月 日です。</p> <p>(2) 申出た期日が遅かったので休業を開始する日を令和 年 月 日にしてください。</p> <p>(3) あなたは以下の理由により休業の対象者でないため、休業することはできません。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin: 10px 0;"></div> <p>(4) あなたが、令和 年 月 日にした休業申出は撤回されました。</p> <p>(5) (介護休業の場合のみ) 申出に係る対象家族について介護休業ができる日数はのべ93日です。今回の措置により、介護休業ができる残りの回数及び日数は()回()日になります。</p>
<p>2 休業期間中の取扱等</p>	<p>(1) 休業期間中については給与を支払いません。</p> <p>(2) 所属は 課のままとします。</p> <p>(3) ・(育児休業の場合のみ) あなたの社会保険料は免除されます。 ・(介護休業の場合のみ) あなたの社会保険料本人負担分は、 月現在で1月約 円ですが、休業を開始することにより、 月からは給料から天引きができなくなりますので、月ごとに発行する請求書に基づき、翌月の給料日までに指定の銀行口座へ振り込むか、持参してください。</p> <p>振込先：</p> <p>(4) 税については、市町より直接納税通知者が届きますので、それに従って支払ってください。</p>
<p>3 休業等の労働条件</p>	<p>(1) 休業後のあなたの給料は、 級 号給 円です。</p> <p>(2) 令和 年 月の期末手当及び勤勉手当は、算定対象期間に 日の出勤日があるため、期間別支給割合を乗じて得た額を支給します。</p> <p>(3) 退職金の算定に当たっては、休業期間を勤務したものとみなして勤務年数を計算します。</p> <p>(4) 復帰後は、原則として 課で休業する前と同じ職務についていただく予定ですが、休業終了1ヶ月前までに正式に決定し通知します。</p>
<p>4 その他</p>	<p>(1) お子さんを養育しなくなる、家族を介護しなくなる等あなたの休業に重大な変更をもたらす事由が発生したときは、なるべくその日にこの土地改良区あて電話連絡してください。この場合の休業終了後の出勤日については、事由発生後2週間以内の日をこの土地改良区と話し合っで決定していただきます。</p> <p>(2) 休業期間中についても土地改良区の福利厚生制度は、利用することができます。</p>

様式3

[育児休業・育児のための時間外労働制限・育児のための所定外労働制限・
育児短時間勤務] 対象児出生届

小田奈良須両池土地改良区理事長様

[申出日] 令和 年 月 日

[申出者] 職名

氏名

㊞

私は、令和 年 月 日に行った[育児休業の申出・時間外労働制限の申出・所定外労働制限の申出・
育児短時間勤務の申出]において出生していなかった [育児休業・時間外労働制限・所定外労働制限・
育児短時間勤務] に係る子が出生しましたので、職員の育児・介護休業等に関する規程第3条・第11
条・第13条及び第14条に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 出生した子の氏名

2. 出生年月日

様式4

[育児・介護] 休業申出撤回届

小田奈良須両池土地改良区理事長 様

[申出日] 令和 年 月 日

[申出者] 職名

氏名

㊞

私は、職員の育児・介護休業等に関する規程[第4条・第8条]に基づき、令和 年 月 日に行った
[育児・介護]休業の届出を撤回します。

様式5

[育児・介護] 休業期間変更申出書

小田奈良須両池土地改良区理事長 様

[申出日] 令和 年 月 日

[申出者] 職名
氏名

印

私は、職員の育児・介護休業等に関する規程第5条・第9条に基づき、令和 年 月 日に行つた[育児・介護]休業の申出における休業期間を下記のとおり変更することを申し出ます。

記

1 当初の申出における休業期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
2 当初の申出における改良区の対応	休業開始予定日の指定 <input type="radio"/> 有 → 指定後の休業開始予定日 令和 年 月 日 <input type="radio"/> 無
3 変更の内容	(1) 休業〔開始・終了〕予定日の変更 (2) 変更後の休業〔開始・終了〕予定日 令和 年 月 日
4 変更の理由 (休業開始予定日の変更の場合のみ)	

(注) 1歳以降に開始する育児休業及び介護休業に関しては、休業開始予定日の変更はできません。

様式6

介護休業申出書

小田奈良須両池土地改良区理事長 様

[申出日] 令和 年 月 日

[申出者] 職名

氏名

印

私は、職員の育児・介護休業等に関する規程第7条に基づき、下記のとおり介護休業の申出をします。

記

1 休業に係る家族の状況	(1) 氏 名	
	(2) 本人との続柄	
	(3) 介護を必要とする理由	
2 休業の期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで (職場復帰予定日 令和 年 月 日)	
3 申出に係る状況	(1) 休業開始予定日の2週間前に申し出て (いる・いない) ○申出が遅れた理由 ()	
	(2) 1の家族について、これまでの介護休業をした回数及び日数 回 日	
	(3) 1の家族について介護休業の申出を撤回したことが (ない・ある) ○再度申出の理由 ()	

様式 7

〔子の看護休暇・介護休暇〕 申出書

小田奈良須両池土地改良区理事長 様

〔申出日〕 令和 年 月 日

〔申出者〕 職名

氏名

印

私は、職員の育児・介護休業等に関する規程第 10 条に基づき、下記のとおり〔子の看護休暇・介護休暇〕の申出をします。

記

		〔子の看護休暇〕	〔介護休暇〕
1 申出に係る家族の状況	(1) 氏 名		
	(2) 生 年 月 日		
	(3) 本人との続柄		
	(4) 養子の場合、縁組成立の年月日		
	(5) (1)の子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託された子の場合、その手続きが完了した年月日		
	(6) 介護を必要とする理由		
2 申出理由			
3 取得する日	令和 年 月 日 時 分から令和 年 月 日 時 分まで		
4 備考	令和 年 月 日～令和 年 月 日(1年度)の期間において		
	育児 対象 人 日	介護 対象 人 日	
	〔取得済日数・時間数 日 時間〕	〔取得済日数・時間数 日 時間〕	
	〔今回申出日数・時間数 日 時間〕	〔今回申出日数・時間数 日 時間〕	
	〔残日数・残時間数 日 時間〕	〔残日数・残時間数 日 時間〕	

(注1) 当日、電話などで申し出た場合は、出勤後速やかに提出してください。

3については、複数の日を一括して申出た場合には、申出るすべての日を記入してください。

(注2) 子の看護休暇の場合、取得できる日数は、小学校就学前の子が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日となります。半日単位で取得できます。

介護休暇の場合、取得できる日数は、対象となる家族が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日となります。半日単位で取得できます。

様式 8

育児短時間勤務申出書

小田奈良須両池土地改良区理事長 様

[申出日] 令和 年 月 日

[申出者] 職名

氏名

印

私は、職員の育児・介護休業等に関する規程第 11 条に基づき、下記のとおり育児短時間勤務の申出をします。

記

1 短時間勤務に係る子の状況	(1) 氏 名	
	(2) 生 年 月 日	
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合の縁組成立の年月日	
	(5) (1)の子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託された子の場合、その手続きが完了した年月日	
2 1の子が生れていない場合の出産予定者の状況	(1) 氏 名 (2) 出 産 予 定 日 (3) 本人との続柄	
3 短時間勤務の期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで	
4 申出に係る状況	(1) 短時間勤務開始予定日の1か月前に申し出て (いる・いない) ○申出が遅れた理由 ()	
	(2) 1の子について短時間勤務の申出を撤回したことが (ない・ある) ○再度申出の理由 ()	

様式9

介護短時間勤務申出書

小田奈良須両池土地改良区理事長 様

[申出日] 令和 年 月 日

[申出者] 職名

氏名

㊞

私は、職員の育児・介護休業等に関する規程第12条に基づき、下記のとおり介護短時間勤務の申出をします。

記

1 短時間勤務に係る 家族の状況	(1) 氏 名	
	(2) 本人との続柄	
	(3) 介護を必要とする理由	
2 短時間勤務の期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで	
3 申出に係る状況	(1) 短時間勤務開始予定日の2週間前に申し出て (いる・いない) ○申出が遅れた理由 ()	
	(2) 1の家族について最初の介護短時間勤務を開始した年月日及びこれまでの 利用回数 〔最初の開始年月日〕 令和 年 月 日 〔回数〕 回	
	(3) 1の家族について介護短時間勤務の申出を撤回したことが (ない・ある) ○再度申出の理由 ()	

[育児・介護] 短時間勤務取扱通知書

様

令和 年 月 日
小田奈良須両池土地改良区
理事長 山下 稔

あなたが令和 年 月 日にされた[育児・介護]短時間勤務の申出について、職員の育児・介護休業等に関する規程第 11 条・第 12 条に基づき、その取扱を下記のとおり通知します。(ただし、期間の変更の申出があった場合には、下記の事項の若干の変更があり得ます。)

記

<p>1 短時間勤務の期間等</p>	<p>・適正な申出がされていまして申出どおり令和 年 月 日から令和 年 月 日まで短時間勤務をしてください。</p> <p>・申し出た期日が遅かったので短時間勤務を開始する日を令和 年 月 日にしてください。</p> <p>・あなたは以下の理由により対象者でないので短時間勤務をすることができません。</p> <p style="text-align: center;">[]</p> <p>・今回の措置により、介護短時間勤務ができる期限は、令和 年 月 日までで、残り()回になります。</p>
<p>2 短時間勤務期間の取扱い等</p>	<p>(1) 短時間勤務中の勤務時間は、次のとおりとなります。</p> <p>始 業 (午前 9 時) 終 業 (午後 4 時)</p> <p>休憩時間 (午後 12 時～午後 1 時)</p> <p>(2) (産後 1 年以内の女性職員の場合) 上記の他、1 日 2 回、1 回 30 分の育児時間の請求ができます。</p> <p>(3) 短時間勤務中は、原則として所定時間外労働は行わせません。</p> <p>(4) 短時間勤務中の賃金は、次のとおりとなります。</p> <p>①給 料</p> <p>②諸手当</p> <p>(5) 期末手当及び勤務手当の期間別支給割合は、次のとおりとなります。</p> <p>①期末手当</p> <p>②勤勉手当</p> <p>(6) 退職金の算定に当たっては、短時間勤務中も通常勤務をしたものとみなして計算します。</p>
<p>3 その他</p>	<p>お子さんを養育しなくなる、家族を介護しなくなる等あなたの勤務に重大な変更をもたらす事由が発生したときは、なるべくその日にこの土地改良区あて電話連絡をしてください。この場合の通常勤務の開始日については、事由発生後 2 週間以内の日をこの土地改良区と話し合っ決定していただきます。</p>

〔育児・介護〕のための時間外労働制限申出書

小田奈良須両池土地改良区理事長 様

〔申出日〕 令和 年 月 日

〔申出者〕 職名
氏名

印

私は、職員の育児・介護休業等に関する規程第 13 条に基づき、下記のとおり〔育児・介護〕のための時間外労働の制限の申出をします。

記

		〔育児〕	〔介護〕
1 申出に係る家族の状況	(1) 氏 名		
	(2) 生 年 月 日		
	(3) 本人との続柄		
	(4) 養子の場合、縁組成立の年月日		
	(5) (1)の子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託されたこの場合、その手続きが完了した年月日		
	(6) 介護を必要とする理由		
2 育児の場合、1の子が生まれていない場合の出産予定者の状況	(1) 氏 名 (2) 出 産 予 定 日 (3) 本人との続柄		
3 制限の期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
4 申出に係る状況	制限開始予定日の1ヶ月前に申出をして (いる・いない) ○申出が遅れた理由 ()		

〔育児・介護〕のための所定外労働制限申出書

小田奈良須両池土地改良区理事長 様

〔申出日〕 令和 年 月 日

〔申出者〕 職名
氏名

印

私は、職員の育児・介護休業等に関する規程第 14 条に基づき、下記のとおり〔育児・介護〕のための所定外労働の制限の申出をします。

記

	〔育児〕	〔介護〕
1. 申出に係る家族の状況	(1) 氏 名	
	(2) 生 年 月 日	
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合、縁組成立の年月日	
	(5) (1)の子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託されたこの場合、その手続きが完了した年月日	
	(6) 介護を必要とする理由	
2. 育児の場合、1の子が生まれていない場合の出産予定者の状況	(1) 氏 名 (2) 出 産 予 定 日 (3) 本人との続柄	
3. 制限の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
3. 申出に係る状況	制限開始予定日の1ヶ月前に申出をして (いる・いない) ○申出が遅れた理由 ()	

育児・介護休業等に関する労使協定書

小田奈良須両池土地改良区理事長（以下「理事長」という）と、職員代表は、育児・介護休業等に関し、次のとおり協定する。

（育児休業の申出を拒むことができる職員）

第1条 理事長は、次の職員から1歳に満たない子を養育するための育児休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 勤続1年未満の職員
- (2) 申出の日から1年以内に雇用関係が終了することが明らかな職員
- (3) 1週間の所定労働日数が2日以内の職員

（介護休業の申出を拒むことができる職員）

第2条 理事長は、次の職員から介護休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 勤続1年未満の職員
- (2) 申出の日から1年以内に雇用関係が終了することが明らかな職員
- (3) 1週間の所定労働日数が2日以内の職員

（子の看護休暇の申出を拒むことができる職員）

第3条 理事長は、次の職員から子の看護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 勤続6ヶ月未満の職員
- (2) 1週間の所定労働日数が2日以内の職員

（介護休暇の申出を拒むことができる職員）

第4条 理事長は、次の職員から介護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 勤続6ヶ月未満の職員
- (2) 1週間の所定労働日数が2日以内の職員

（所定外労働の免除の申出を拒むことができる職員）

第5条 理事長は、次の職員から所定外労働の免除の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 勤続1年未満の職員
- (2) 1週間の所定労働日数が2日以内の職員

（育児短時間勤務の申出を拒むことができる職員）

第6条 理事長は、次の職員から育児短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 勤続1年未満の職員
- (2) 1週間の所定労働日数が2日以内の職員

（職員への通知）

第7条 理事長は、第1条から第6条までのいずれかの規定により職員の申出を拒むときは、その旨を職員に通知するものとする。

（有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、労使いずれかからも申出がないときには、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

令和 年 月 日

小田奈良須両池土地改良区
理事長

職員代表